

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	大貫 菜穂 (おおぬき なほ)
○学位の種類	博士 (学術)
○授与番号	甲 第 977 号
○授与年月日	2014 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	変身装置としての「ほりもの」 —イレズミの絵画的・文学的表象分析—
○審査委員	(主査) 吉田 寛 (立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授) 千葉 雅也 (立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授) 渡辺 公三 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 岸 文和 (同志社大学文学部美学芸術学科教授)

<論文の内容の要旨>

本論文は序章と全四章、および結語からなり、まず序章で「ほりもの」の表象分析の視座と方法が示され、その後、古代から近世にかけてのイレズミの歴史 (第一章)、江戸時代の絵画にみる「ほりもの」の表現 (第二章、第三章)、明治から昭和初期にかけての文学と絵画にみる「ほりもの」の表現 (第四章) が時代順に考察される。

序章では、本論文の考察対象と方法が示される。「イレズミ」が皮膚に針を刺し、墨などの色素を定着させる身体装飾行為の総称であるとするれば、「ほりもの」とは「絵画的なイレズミ」、すなわちイレズミの中でも、より明確な絵柄をもったものを指す語である。これまでのイレズミ研究のほとんどは、その刑罰や土着的習俗としての側面に着目してきたが、自らの意志に基づき、特定の絵柄を身体に彫り入れる「ほりもの」は、それとは別の観点から理解・考察されねばならない、というのが本論文の基本姿勢であり、「変身装置」という独自の概念が導入されるのもそのためである。

第一章「日本のイレズミ観の変遷史——古代から近世のイレズミの機能と価値観」では、古代中国や日本の歴史書を主な資料として、考古学や人類学の観点から、日本のイレズミの起源と近世までのその変遷が明らかにされる。古代の文献において「文身」(身体に彫るもの) や「黥」(顔に彫るもの) という名で確認できる日本のイレズミについての記録は、七世紀以降、一旦途絶えるが、近世に入ると「入ればくろ」や「入墨」、そして「ほりもの」(1721 年初出) という語とともに再登場する。そこにおいてイレズミは、刑罰の痕跡や被

支配者性を示す記号であるよりも、イレズミを入れる者、あるいはそれを見る者にとって、積極的な文化的・社会的意味を担う視覚的記号となった。

第二章「変身装置としてのほりもの——『通俗水滸伝豪傑百八人之一個』にみるほりものの機能」では、「ほりもの」の流行とその絵柄の発展に大きく寄与した歌川国芳（1798-1861）の大判錦絵連作『通俗水滸伝豪傑百八人之一個』（1827年頃）の分析を通して、江戸の庶民文化において「ほりもの」が持っていた機能を明らかにした。国芳が描いた登場人物には『水滸伝』原作の設定を圧倒的に上回る数の「ほりもの」が見られるが、それは『水滸伝』が描く豪傑の世界が、町火消を中心とする江戸の町人文化の中で再解釈され、『水滸伝』の読者やそれを題材とする絵画の観賞者の間でアウトロー的英雄への「変身願望」が高まった結果であった。

第三章「絵画作品に表れたほりもの——上方浮世絵に見る初期ほりもの表現」では、歌舞伎『夏祭浪花鑑』を題材にした春好斎北州（生没年不詳）の『団七九郎兵衛・中村歌右衛門』および豊川梅国（生没年不詳）の『団七九郎兵衛・中村歌右エ門』（ともに1823年）を分析対象として、変身装置としての「ほりもの」の機能を明らかにした。その際、特に伝統的の神仏（龍神など）の絵柄に注目することで、アウトロー的英雄と呪術性との結び付きが示された。

第四章「近代におけるほりもの表現——社会的価値の転換と女性表象」では、谷崎潤一郎の小説『刺青』（1910年）、鏑木清方の絵画『刺青の女』（1919年）、邦枝完二の小説（小村雪岱挿絵）『お伝地獄』（1933年）とその続編『お伝情史』（1935年）を取り上げ、近代日本における「ほりもの」の表現とその機能を明らかにした。近代化政策の一環で、イレズミの習俗が公的には否定された時代にあって、江戸時代のアウトロー的英雄とは対照的ともいえる妖婦・毒婦の視覚的表象として「ほりもの」が浮上したことの文化的・社会的背景と意義を検討した。

<論文審査の結果の要旨>

本論文の目的は、日本のイレズミの一種である「ほりもの」の絵柄とその表象の持つ意味や機能を明らかにすることである。これまでのイレズミ研究の多くは、もっぱら刑罰や土着的習俗といった側面にのみ関心を向けてきたが、より「絵画的」なイレズミである日本の「ほりもの」を研究対象とする場合には、皮膚にイレズミを彫り入れるという「行為」において「絵柄そのもの」が持っている意味や機能までを明らかにしなくてはならない。このように「行為」と「絵柄」の両面からイレズミ（ほりもの）にアプローチすること、そしてさらに、個々の身体に彫られた「実際のイレズミ」と絵画や文学作品を通じて「描かれたイレズミ」の重層的関係——前者はそもそも歴史に残らず、われわれにとってアクセス可能なのは、それが「表象された」結果としての後者のみである——をこのテーマの研究に不可避的な方法論的課題として引き受けること、それが本論文の最大の特徴である。そのために哲学、歴史学、民俗学、文化人類学、美術（または視覚文化）研究および文学

研究の最新の知見が総動員されて、日本の近世から近代において「ほりもの」が庶民の「変身願望」が投射される「視覚的装置」としての機能を担ってきた様子が、まさしく学際的・領域横断的に浮き彫りにされる。

日本のイレズミ、特にその中でも絵画的な性格が強い「ほりもの」は、被支配者性の記号や呪術的性格に加えて、それを身体に彫り入れる人物を「変身」させる装置としての機能を持っていた、というのが、本論文の結論であり、また新知見である。ただし、一言で「変身」といっても、その様態が多彩であることは、本論文が取り上げた事例からも明らかだ。小説に登場する自分のお気に入りの人物を「変身」させたいという読者の願望の現れ(第二章)、絵画の中で歌舞伎役者に呪術的モチーフを付与することで信仰の対象へと「変身」させること(第三章)、さらには自らの意志で主体的に「悪女」へと「変身」して生きる道を選び取る女性のシンボル(第四章)として、「ほりもの」とその表象は、現実とフィクションの境界線上を常に往還する。絵画や文学作品に描かれたものとしてのイレズミ(ほりもの)を研究する——そして資料的制約からもそうせざるを得なかった——本論文は、結果的に「表象(リプレゼンテーション)とは何か」というより大きな問いをも喚起することに成功している。そしてこの問いは、本論文の成果の上に構想される、次なる研究テーマとして、学位請求者に課せられることとなる。

口頭試問(2014年6月12日(木)11:00~12:30、於:創思館302号室)では、以上に概略を示した本論文の主旨と達成が、全審査委員から高く評価された。またその際、「変身」という論文全体を貫くキー概念について、既存の日本文化研究に見られる同概念と本論文におけるそれとの関連をより明確にした方がいいとの意見が出された。

公聴会(2014年7月3日(木)11:00~12:00、於:創思館カンファレンスルーム)では、口頭試問時の指摘を受けて、学位請求者の応答がなされ、本論文の射程が、「ほりもの」の表象というこれまでほとんど注目されてこなかった研究主題を通じて、歌舞伎研究などでこれまで導入されてきた「変身」概念を更新し、その新たな可能性を開くことにある、という説明がなされた。

公聴会後の判定会議において、全審査委員は一致して、本論文がその学術的意義に照らして博士の学位に値すると判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。

先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上持つことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。

本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さに鑑みて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。

以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第 18 条第 1 項により、「博士（学術 立命館大学）」の学位を授与することが適当と判断する。